

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

【弊社は2013年8月8日に、「立華工業株式会社」から「立華株式会社」へ社名変更しました。今後ともより一層のお引き立ての程、よろしくお願い致します。】

エチルベンゼンは特定化学物質障害予防規則(特化則)第2類物質に指定され、平成25年1月1日より規制が開始されています。

## 1) 規制の対象範囲

塗装業務で、屋内作業場等で行うもの

規制内容により、適用開始期日が異なります。

## 2) 今後の規制適用開始日

平成26年1月1日 作業環境測定等

平成27年1月1日 作業主任者の選任

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに

作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジン課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)

作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)

営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

# 1. 特定化学物質としての規制

エチルベンゼンは特化則の対象物質ですが、規制内容により、特化則が適用される場合と有機則が準用される場合があります。

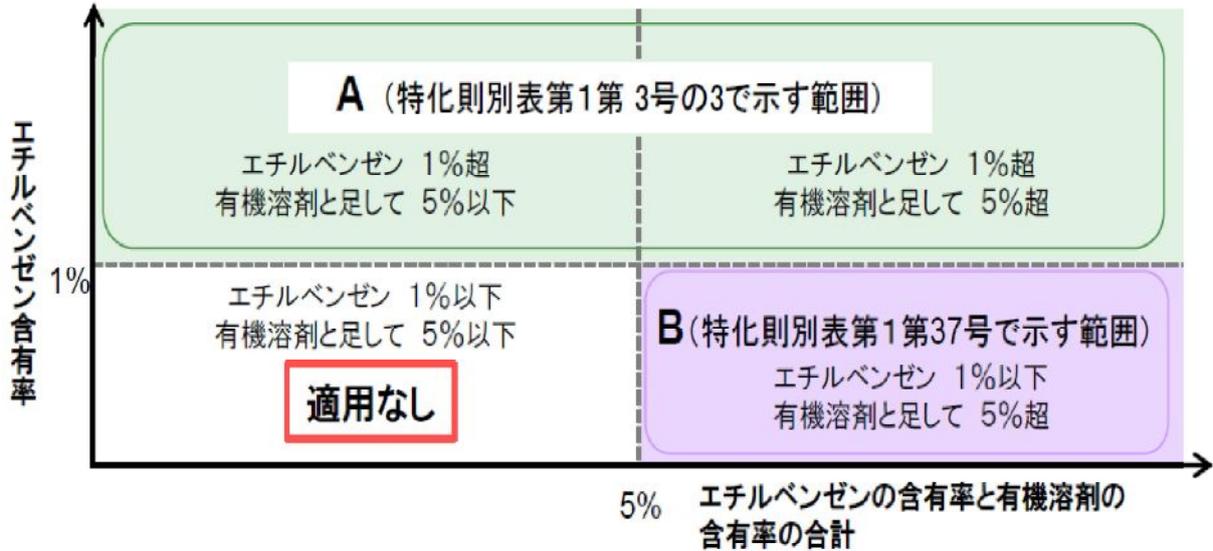
## ①規制の範囲

対象となる業務は、エチルベンゼン、エチルベンゼン含有物を用いて行う塗装業務で、屋内作業場等において行うものです。

## ②規制の概要

A：発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制装置、呼吸用保護具等については有機則の規定を準用

B：有機溶剤と同様の規制



## ③主な規制内容

エチルベンゼンにおける 主な規制内容	適用開始期日 ○印：適用開始			御社の対応チェック欄
	平成25年1月1日	平成26年1月1日	平成27年1月1日	
局所排気装置等の設置計画の届出	平成25年1月1日～平成25年12月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点より適用	○		
局所排気装置等の定期自主検査(1回/年)		○		
作業環境測定(6ヶ月に1回)		○		
容器・包装(ラベル)表示文書による通知	○			
呼吸用保護具の使用	○			
特殊健康診断	○			
取扱い上の注意事項の掲示	○			
作業記録の保存(30年)	○			
作業主任者の選任			○	
ぼろ等の処理	○			
設備の改造等の作業	○			
立入禁止措置	○			
休憩室、洗浄設備の設置	○			
喫煙・飲食の禁止	○			

## 2. 主なエチルベンゼンの規制内容

### ①特殊健康診断(平成25年1月1日から適用開始済)

エチルベンゼンの含有量	1%超		1%以下
エチルベンゼンと有機溶剤の合計濃度	エチルベンゼンと有機溶剤の重量合計5%超	エチルベンゼンと有機溶剤の重量合計5%以下	エチルベンゼンと有機溶剤の重量合計5%超
エチルベンゼンの特殊健康診断	○(30年)	○(30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	○(5年)	×	○(5年)
過去に従事させたことのある労働者のエチルベンゼン特殊健康診断	○(30年)	○(30年)	×
緊急検診	○	○	○

( )内は健康診断の結果の保存期間

### ②作業環境測定の実施(平成26年1月1日から適用開始)

エチルベンゼンの含有量	1%超		1%以下
エチルベンゼンと有機溶剤の合計濃度	エチルベンゼンと有機溶剤の重量合計5%超	エチルベンゼンと有機溶剤の重量合計5%以下	エチルベンゼンと有機溶剤の重量合計5%超
エチルベンゼンの測定	○(30年)	○(30年)	○(3年)
混合物中の各有機溶剤の測定	○(3年)	×	○(3年)

( )内は測定と評価の記録の保存期間

作業環境測定実施にあたり、

- A. 6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- B. 結果について一定方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善が必要
- C. 測定記録および評価の記録を保存

### ③作業主任者の選任(平成27年1月1日から適用開始)

エチルベンゼン塗装作業では、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。(試験研究のために取り扱う作業を除く。)

- A. 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- B. 局所排気装置、フックアップ型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1ヶ月を超えない期間ごとに点検すること。
- C. 保護具の使用状況を監視すること。
- D. タンク内部においてエチルベンゼン塗装業務に労働者が従事するときは、有機則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

### 3. 特化則改正改正に伴うエチルベンゼンのQ & A

Q1) 使用している塗料中のエチルベンゼンの含有量を知りたい。どのようにすれば良いですか？			
A1) 安全データシート (SDS) より確認してください。 エチルベンゼンを0.1%以上を含むものを事業者間で譲渡・提供する場合は、労働安全衛生法にて含有量を知らせることが義務付けられています。			
Q2) キシレンは有機溶剤中毒予防規則(有機則)適用ですか？ 規制対象とは？			
A2) キシレン塗料にはエチルベンゼンが含まれていますが、エチルベンゼンの含有量が重量の1%を超えるものは、特定化学物質障害予防規則(特化則)で規制されます。ただし、発散抑制装置、呼吸用保護具等については、有機則の規定を準用します。また、エチルベンゼンの含有量が重量の1%以下で有機溶剤と足して5%を超える場合は、有機則と同様の規制になります。			
Q3) エチルベンゼン(重量の1%を超える)含有のキシレンを油汚れを落とす「洗浄業務」として使用しています。これら作業は、規制対象となりますか？			
A3) 「洗浄業務のみ」では、規制対象にはなりません。ただし、エチルベンゼン(1%超)含有の艶出し剤、防錆剤、塗料等で屋内作業場や船舶内部、タンク内部等での塗装業務は規制対象になります。			
Q4) 屋内作業場において、エチルベンゼンを含有しているキシレンを用いた塗装作業中の作業環境測定は、エチルベンゼン・キシレンの混合有機溶剤として測定しても問題ないか？			
A4) エチルベンゼンとキシレンの合計重量含有率が5%を超えて使用している場合は、それぞれの物質の空气中濃度を測定する必要があります。測定とその評価結果の保存期間がエチルベンゼンの重量含有率により下記のとおり異なります。			
		エチルベンゼンと有機溶剤の合計含有量 (wt%)	
		5%以下	5%超
エチルベンゼンの含有量 (wt%)	1%超	エチルベンゼンの測定・評価 (測定・評価結果30年間保管)	エチルベンゼンの測定・評価 (測定・評価結果30年間保管) エチルベンゼンを含む混合有機溶剤としての測定・評価 (測定・評価結果3年間保管)
	1%以下	特化則適用なし (測定義務なし)	エチルベンゼンを含む混合有機溶剤としての測定・評価 (測定・評価結果3年間保管)
Q5) エチルベンゼン塗装業務に係る作業主任者の選任について整理して頂きたい。			
A5) エチルベンゼンの塗装業務(試験研究のため取り扱う作業を除く)では、特定化学物質作業主任者は、「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから選任しなければなりません(平成27年1月1日から義務化)。			